

佐賀女子短期大学における民間機関との共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 佐賀女子短期大学（以下「本学」という。）における民間機関等との共同研究の取り扱いについては、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 共同研究

民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究をいう。

2 民間機関等

商法等に基づく会社、地方公共団体、特殊法人及び民法第34条に基づき設立された法人をいう。

3 民間等共同研究員

民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(受入の基準)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に受け入れることができる。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、本学に所属する当該共同研究の代表者（以下「研究代表者」という。）の了解を得た上で、申請書（別紙様式第1号）を佐賀女子短期大学長（以下「学長」という。）に提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 共同研究の受け入れは、学長が教授会の意見を参酌して決定するものとする。

(受入の通知)

第6条 学長は共同研究の受け入れを決定したときは、共同研究決定通知書（別紙様式第2号）により民間機関等の長にその旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 本学契約担当者（以下「契約担当者」という。）は第5条の決定に基づき、ただちに共同研究に関する契約を共同研究契約書（別紙様式第3号）により民間機関等の長と締結し、学長にその旨を報告しなければならない。

(受入の報告)

第8条 学長は、受け入れを決定した共同研究について、理事会に報告するものとする。

(研究料)

- 第 9 条 民間機関等の長は、第 7 条の契約を締結したときは、民間等共同研究員 1 名につき年額 50,000 円の研究料を納付しなければならない。
- 2 同一年度内において、研究期間を延長する場合は、同一の民間等共同研究員に係る研究料は徴収しない。
- 3 納付された研究料は返還しない。

(施設の利用)

- 第 10 条 民間等共同研究員は、共同研究遂行のため必要がある場合は、許可を得て、本学の教育、研究施設等を利用することができる。

(共同研究に要する経費)

- 第 11 条 共同研究に要する経費（以下「研究経費」という。）は、共同研究に使用する本学の施設および施設の維持・管理に必要な経費（以下「通常経費」という。）並びに謝金、旅費、備品費、消耗品費等の共同研究遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）を合わせた額とする。

(研究経費の負担)

- 第 12 条 本学は、通常経費を負担するものとする。
- 2 民間機関等は、直接経費が必要となる場合にはこれを負担するものとする。
- 3 本学は、必要に応じ直接経費の一部を負担することができる。
- 4 民間機関等からの直接経費は当該研究の開始前に納付させるものとする。

(設備の帰属等)

- 第 13 条 研究経費により所得した設備等は、本学に帰属する。
- 2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、民間機関等が所有する設備を受け入れ、当該共同研究用に供することができる。
- 3 学長は、民間機関等が所有する特定の設備を使用することが必要であり、かつ、当該設備を本学に搬入することが困難であると認めるときは、当該共同研究の遂行上必要な限度内で、研究代表者又は研究分担者に当該設備の所在する施設において、研究を行わせることができる。

(研究期間)

- 第 14 条 共同研究の期間は、受け入れが決定された日の属する年度内とする。
- ただし、研究の総統が必要であると認められたときは、翌年度において更に受け入れ手続きをするものとする。

(共同研究の中止又は変更)

- 第 15 条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は同一年度内で研究期間を変更する必要があるときは、ただちに学長にその旨を報告しなければならない。

- 2 学長は前項の報告を受けた場合において、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、民間機関等の長と協議の上、当該研究を中止し、又は、研究期間を変更することができる。この場合、学長は契約担当者にその旨を通知するものとする。

(共同研究の完了)

第 16 条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、学長にその旨を報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けたときは、ただちに契約担当者に通知するとともに、共同研究の結果または経過を、研究代表者から民間機関等の長に通知させるものとする。

(研究成果の公表)

第 17 条 研究代表者又は研究分担者は、共同研究による成果を自由に公表することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、工業所有権等の権利（特許権、実用新案権、意匠権、商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の出願その他特に必要があると認めるときは、研究代表者の申し出に基づき、学長は研究成果の公表の時間及び方法を民間機関等の長と協議により定めるものとする。

(工業所有権等権利出願の取扱)

第 18 条 学長は、研究代表者又は研究分担者が共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係わる工業所有権等の権利出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ民間機関等の長の同意を得るものとする。

- 2 学長は、研究代表者又は研究分担者が民間等共同研究員との共同研究の結果共同発明を行い、当該共同発明に係わる工業所有権等の権利出願を行おうとするときは、民間機関等の長と当該権利にかかる持ち分を定めた共同出願契約を締結の上、共同して出願を行わせるものとする。

(細則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関して必要な事項は、学長が細則で定める。

附 則

この規程は、平成 2 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(公表日：令和 7 年 9 月 16 日)